

三次市総合計画骨子（案）

■総合計画とは

総合計画は、三次市における総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための、まちづくりの「基本構想」と、これを達成するために各分野で取り組む施策「基本計画」を定めるもので、まちづくりの最も基本となる計画です。

平成23年度の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務はなくなりましたが、まちづくりの総合指針、行財政運営の指針として、長期的な展望にたったまちづくりを進めるうえで、総合計画が必要と考えます。

■総合計画のめざすもの —「市民のしあわせ」—

「三次市まち・ゆめ基本条例」において、「まちづくりは、市民のしあわせをめざして進めるものです」（第4条 まちづくりの理念）と定めており、総合計画においても、基本理念として「市民のしあわせの実現」を掲げます。

■まちづくりの目標の実現

「三次市まち・ゆめ基本条例」においては、まちづくりの理念を具現化するための「まちづくりの目標」（第6条）として、次の6項目を掲げています。

- (1) 共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり
- (2) 自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり
- (3) 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- (4) 歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり
- (5) 地域活動が活発で、にぎわいと活力に満ちたまちづくり
- (6) 多様な仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びをもてるまちづくり

総合計画においては、この6項目の目標の実現に向けて、市民と市議会及び市が協働で取り組むため、まちづくりの基本的視点と政策の柱及び各分野で取り組む施策を示します。

■計画期間

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までとします。

■計画を実行する上で大切にしたいこと

総合計画は、まちづくりの原則を定めた「三次市まち・ゆめ基本条例」の基本理念「市民のしあわせ」とまちづくりの目標を実現していくための計画です。

この計画の実行にあたり、市民と市議会及び市が協働して取り組むまちづくりを実践していくため、私たち一人ひとりが「参加」し、「行動」することで、「市民のしあわせ」を実現していきます。

「参加」

～市を構成するみんなが主体的に参加し、適切な役割分担のもと、
相互に補完し協力します～

- ・市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利があります。
- ・投票や懇談会等への参加、住民自治組織や市民団体への参加など、参加の手段は様々です。
- ・年齢や性別を問わず、三次市に住み、働き、学ぶすべての市民は、それぞれの人にとって住みやすく、働きやすく、学びやすい三次市をつくる取組の主体そのものです。

「行動」

～実践を大切にし、夢を現実にするために行動します～

- ・私たちは社会を構成している一員であるという共通認識のもとに、住みやすく、働きやすく、学びやすい三次市をつくるために行動します。
- ・誰かに任せるのではなく、自らが行動する。その行動こそが希望を生み出します。

■まちづくりの基本的視点

視点1 【誇り】

- ◆「三次で生まれ育ち、働き、暮らすこと」「三次を離れても三次とつながって生きていくこと」が、自信や誇りとなるようなまちづくりを進めます。
- ◆地域の自然や歴史、文化・伝統を尊重したまちづくりに取り組みます。
- ◆まちの魅力を高め、特徴を活かしたメリハリのあるまちづくりを進めます。

視点2 【共生】

- ◆少子高齢化など社会状況の変化している現実きちんと向き合い、一人ひとりを大切に、その可能性を活かす方法・しくみをつくります。
- ◆世代間、性別間、地域間や職業間などの違いを認めつつ、助け合い・支え合うまちづくりに取り組みます。
- ◆循環型社会、自然と共生する社会を構築するため、各地域において自然環境や資源を持続的かつ適切に保全・活用する地域づくりを進めます。

視点3 【拠点性】

- ◆中国山地における三次市の地理的優位性を活かして、都市機能の集積に努めつつ新たな可能性を創出します。同時に、持続可能なまち・地域をめざし、広域的な連携の強化と機能の補完・分担を進めます。
- ◆地域の基礎的な生活サービスの提供機能を保ち、地域活動を維持することにより、くらしの安心を育む拠点づくりを進めます。

■政策の柱

「三次市まち・ゆめ基本条例」に規定するまちづくりの理念と目標を補完し、今後概ね10年の間、市民と市議会及び行政が基調とすべき考え方・価値観である「まちづくりの基本的視点」をもとに、①まちづくりの中心である「ひと」づくり、②人々をつなぎ、協働してまちづくりを進める「しくみ」づくり、③生活の基本となる安全・安心な「くらし」づくり、④生活を支える基盤となる「仕事」づくり、⑤美しい風景と安らぎのある「環境」づくり、の5つの政策の柱を設けます。

目的別に設定した5つの政策の柱は、相互に関連しており、「市民のしあわせ」の実現に向けて、この5つの政策の柱のもとに、まちづくりの課題を解決するための具体的施策を位置づけて、まちづくりに取り組みます。

市民のしあわせ（まちづくりの目標）の実現

まちづくりの基本的視点
「誇り」「共生」「拠点性」

